明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○港則法施行規則の一部を改正する省令（国土交通六三）　一
〔告　示〕
○住宅瑕疵担保責任保険法人の指定の方針の一部を改正する件（国土交通一〇五五）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
中日本高速道路株式会社工事開始、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　五
会社その他
会社決算公告　五

省令

○国土交通省令第六十三号

港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第十二条並びに第三十八条第一項及び第五項の規定に基づき、港則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一